

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正箇所について

※ ページ数は、「資料4」のページ数を表しています。

1 市長あいさつ

（追加）

2 P1 1 計画策定の趣旨

（修正前）

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、

（修正後）

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、

3 P3 2 計画の位置づけ (3) 関連計画との関係

（修正前）

本計画は、本市のまちづくりの総合計画である明石市第5次長期総合計画（追加）を上位計画として、新あかし健康プラン21、明石市障害者計画、あかし男女共同参画プラン、あかし教育プランなどの諸計画との整合を図りながら、

（修正後）

本計画は、本市のまちづくりの総合計画である明石市第5次長期総合計画及び今後策定を予定している（仮称）あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）を上位計画として、新あかし健康プラン21、明石市障害者計画、あかし男女共同参画プラン、あかし教育プランなどの諸計画との整合を図りながら、

4 P38 2 基本理念

(修正前)

また、すべての子どもたちを誰一人見捨てることなく、一人ひとりにしっかりと寄り添うとともに、明石の子どもたちをわが子のように、行政も地域も一緒になって、まちのみんなでしっかりと支えていきます。

(修正後)

また、すべての子どもたち (削 除) 一人ひとりにしっかりと寄り添うとともに、明石の子どもたちをわが子のように、行政も地域も一緒になって、まちのみんなでしっかりと支えていきます。

5 P39 (1) 子ども家庭支援・社会的養育の推進

① 明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的子ども支援

(修正前)

また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っていきます。

(追 加)

(修正後)

また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っていきます。

さらに、虐待を予防することを目的として、育児不安や子育てのストレスや悩みを抱えた親を対象とした家庭支援講座（ペアレントトレーニング）や、継続した来所面接・訪問指導などを実施し、子どもへのよりよい接し方を学んでもらい、子育て力の向上を図る支援を行っていきます。

6 P43 (1) 妊娠期からの切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センター事業

(修正前)

妊娠期から子育て期における母子の支援として、子どもの発育・発達に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が相談支援を実施しています。

妊娠期は、妊娠届出時に保健師等がすべての妊婦と面談をし、妊婦の状況により適宜、必要な支援をしています。出産後は、子育て期として新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）や乳幼児健康診査、地区担当保健師の家庭訪問等を通して、切れ目のない支援体制の確保を目指します。

(修正後)

妊娠期から子育て期における切れ目のない支援として、保健師等の専門職が、妊娠、出産、育児に関する様々な相談支援を実施しています。

妊娠期においては、妊娠届出時にすべての妊婦に対して保健師等による面接を実施し、妊婦個々の状況を把握するとともに、支援を必要とする妊婦には支援計画を作成し、早期の支援につなげています。

出産後、子育て期においては、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）、乳幼児健康診査等を通じて、必要に応じて関係機関と連携しながら、総合的な相談支援を実施しています。

7 P43 (1) 妊娠期からの切れ目のない支援

② 産後ケア事業

(修正前)

出産直後からおおよそ一年間は、育児に不慣れで不安も高いことから、母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後安心して育児ができるよう支援を実施します。産後の母の気持ちや状態に合わせて利用することができるよう、宿泊型・デイサービス型・訪問型から選択できるよう体制を整備します。

また、産前・産後サポート事業等、見守りや相談支援を引き続き受けることができるよう環境づくりに努めます。

(修正後)

心身の負担が最も大きい時期である出産後の母親とその子どもに対して、安心して子育てができるよう、母体の回復と不安の軽減、育児手技の獲得などを目的に産後ケア事業を実施しています。

産後の母の気持ちや状態に合わせて利用することができるよう、宿泊型・デイサービス型・訪問型から選択できるよう体制を整備します。

また、出産後に実施する様々な事業を通じて、継続した見守りや相談体制の充実を図ります。

8 P55 ② 2号認定

(修正前)

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	5,400人	5,555人	5,676人	5,781人	5,887人
②確保方策	5,300人	5,555人	5,676人	5,781人	5,887人
②-①	△100人	0人	0人	0人	0人

(修正後)

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	4,609人	4,733人	4,786人	4,853人	4,921人
②確保方策	4,155人	4,733人	4,786人	4,853人	4,921人
②-①	△454人	0人	0人	0人	0人

9 P55 ③ 3号認定

(修正前)

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	3,638人	3,832人	4,033人	4,134人	4,236人
②確保方策	3,300人	3,832人	4,033人	4,134人	4,236人
②-①	△338人	0人	0人	0人	0人

(修正後)

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	3,701人	4,080人	4,273人	4,492人	4,710人
②確保方策	3,385人	4,080人	4,273人	4,492人	4,710人
②-①	△316人	0人	0人	0人	0人